

『傷害担保追加条項』(追加オプション)のご案内

(同時セット:特定感染症危険担保追加条項、指定感染症追加補償特約(特定感染症用))

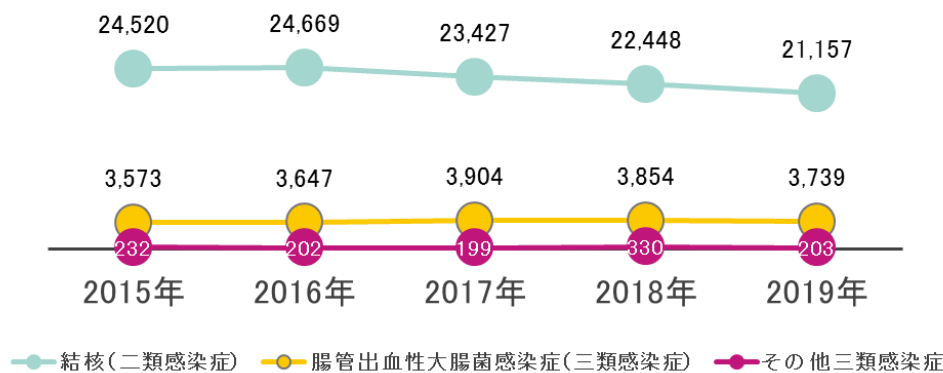
貴院の業務に従事する方を包括で補償します！

- ◆従業員が通勤途上に電柱に激突、入院することになった。
- ◆従業員が院内で清掃中に右足を捻挫した。
- ◆医療施設内の医療用放射線照射装置により被曝し、入院した。
- ◆SARS、O-157などの特定感染症によって、従業員が入院した。
- ◆新型コロナウイルス(COVID-19)感染によって、従業員が入院した。



近年、日本国内での一類から三類感染症の発生は、減少傾向ではあるものの、年間25,000件以上の報告数があります。この機会に感染症補償についてご検討ください。

日本国内感染症発生動向



※出典:国立感染症研究所「発生動向調査年別報告数一覧」
 ※2018年は2019年10月26日現在報告数、2019年は速報値

近年社会問題化している院内暴力への備えとしてもご検討ください！

- ◆入院患者から因縁をつけられ、一方的に殴られ負傷した。
 (注)相手に対する挑発行為をして、傷害を負った場合は保険金のお支払い対象外となります。

補償の概要

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、日本国内において、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害^(注1)、中毒症状(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。)、特定感染症^(注2)を発病した場合に対し、所定の保険金をお支払いします。

(注1)医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害を含みます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師)の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎりず。

(注2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症および三類感染症ならびに新型コロナウイルスを指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条により指定される新型コロナウイルス感染症をいいます。

区分	感染症
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
指定感染症	新型コロナウイルス感染症

お支払する保険金の種類

死亡保険金
(特定感染症除く)

手術保険金
(特定感染症除く)

後遺障害保険金

通院保険金

入院保険金

葬祭費用保険金
(特定感染症のみ)

保険金額

型	保 険 金 額			
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
D1型	1,000万円	5,000円	2,500円	300万円限度(実費)
	2,000万円	7,000円	3,500円	300万円限度(実費)
D2型	1,000万円	5,000円	2,500円	300万円限度(実費)
	2,000万円	7,000円	3,500円	300万円限度(実費)
D3型	1,000万円	5,000円	2,500円	300万円限度(実費)
	3,000万円	10,000円	5,000円	300万円限度(実費)

※手術保険金:入院保険金日額に所定の倍率(5倍・10倍)を乗じた金額。

保険料表

保険期間1年・団体割引20%・一括払

型		D1型	D2型	D3型
診療所契約 (1診療所あたり)	一般診療所(無床・有床)	111,984円	184,448円	269,376円
	歯科診療所	70,904円	117,608円	171,936円
病院契約 (1ベッドあたり)	一般病床・療養病床	14,096円	23,032円	33,592円
	精神病床	8,240円	13,584円	19,832円
	結核その他病床	6,920円	11,464円	16,760円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

お支払いできない主な場合

- ①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦被保険者に対する刑の執行
- ⑧保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨(原因のいかに問わず)被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のない場合

など

<取扱代理店>

福岡県医師会設立会社 株式会社ケンイ

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南2-9-30

TEL:092-431-4847 FAX:092-431-4811

受付時間:午前9時~午後5時

<引受保険会社>



損害保険ジャパン株式会社

SOMPO

福岡支店営業第一課

〒810-0055 福岡県福岡市博多区博多駅前2-5-17

TEL:092-481-5310 FAX:092-414-9871

受付時間:平日午前9時~午後5時

(土日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

★このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★損保ジャパン日本興亜は、2020年4月1日に「損保ジャパン」に商号を変更しました。